[1] 会計とは

月 日()

1. 会計とは?

「会計とは?」という定義については、いろいろな人がいろいろな定義をしています。中でも有名なものは、1966年にアメリカの会計学会で発表されたものです。

『会計とは、情報利用者が事情に精通した上で判断や意思決定を行うことができるように、経済的な情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである。』

意思決定とは?→「いろいろ選べる中から、どうするべきかを決めること」です。例えば、経済の世界なら?

[会社を経営している人]

- ・新しい事業にチャレンジしようかな(-_-)?・・・とか
- ・従業員のボーナスはいくらにしようかな(-_-)?…とか
- ・設備投資のために銀行からお金を借りようかな(-_-)?・・・とか

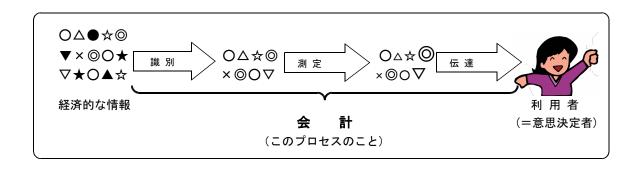
[株式投資をしている人]

- ・どこの会社の株式が値上がりしそうかな(-_-)?・・・とか
- ・ここの会社って大丈夫なんかな(-_-)?…とか

いろいろな立場の人が、それぞれ意思決定をしなければなりません。そのときに・・・・

「よくわからないけど、まぁいいか(^_^;)」···とか 「何となく?こうしたらいいような気がする(*^ ^*)」···とか

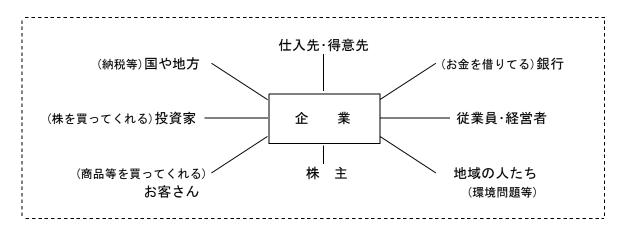
そんなテキトーでは正しい判断が出来るのか不安です(^_^;) 意思決定をする人が、ちゃんと事情が分かった上で物事を決めることが出来るように、必要な情報をしっかり伝えるのが「会計」の役割というわけです(*^_^*)



「識別」とか「測定」とか「伝達」が、どのようなルールに基づいて行われるのか(-_-)?会計の世界には細かいルールがたくさん存在しています。そして、それらのルールは時代とともにどんどん変化もします(^_^;) ただ、時代が変わっても不変の部分もあります。変わっていく部分についてもその「方向性」というのはある程度決まっています。そのことも含め、しっかりと会計のベンキョーをしていかなくてはなりません。

2. 会計とステークホルダー

ステークホルダー(stake-holder)は、日本語では「利害関係者」と訳されています。企業を取り巻くいろいろな立場の人を総称した言葉です。

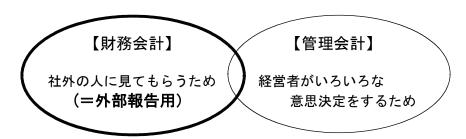


これらの人たちに加えて「将来のステークホルダー」の存在も忘れてはいけません。現時点では利害 関係のない人でも?将来はステークホルダーかもしれません。

将来のステークホルダーも含め、こういった人たちが会計の「情報利用者」である!ということです。

3. いろいろな会計の種類

会計は、「誰に伝達するか?」によって2つに大別することが出来ます。



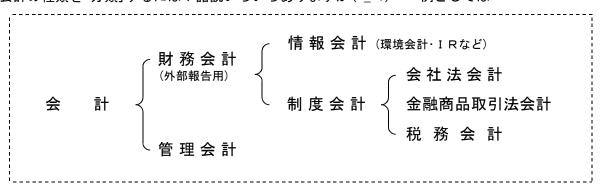
このテキストでベンキョーするのは、主に「財務会計」です。財務会計はステークホルダーに「見せるための会計」で、管理会計は(経営を)「管理するための会計」と言えます。

財務会計は「制度会計」と呼ばれることもあります。制度会計とは、法律の制約を受ける会計のことを言います。

- 株主総会に提出する書類は…→「会社法」という法律の制約
- 株式を上場している会社は···→「金融商品取引法」という法律の制約
- ・税務署に提出する書類は…→「税法(法人税法)」という法律の制約

この他にも?「企業会計原則」を筆頭に、「法律ではない会計ルール」もたくさん存在します。会計ルールには「慣習規範」と「法律の制約」があり、そのどちらもベンキョーしなければなりません。

会計の種類を「分類」するには?諸説いろいろありますが(^_^;) 一例としては・・・



こんなカンジで考えることも出来ます。①会社法(旧商法)、②金融商品取引法(旧証券取引法)、③税法 …の3つは、会計ルールを考える上でメチャメチャ大きな影響を受ける法律です。このハナシについてはまた後述します。

4. 会計の目的

アメリカ会計学会の定義を引用すると?

情報利用者が事情に精通した上で判断や意思決定を行うことを可能にする

というのが会計の目的になります。・・・が、実は?「企業(=株式会社)」を対象にしたハナシか否か?によって、会計が「伝達」すべき内容は大きく違ってくるはずです(^_^;)



会計の分類を「誰のために」ではなく「どこの会計をやっているのか?」と考えると→「企業会計(=営利目的)」か?「企業でない(=非営利組織)」か?に大別されます。

企業(=株式会社)は営利目的なので、「いくら稼いだか?」を知ることが大きな関心事です。それが 非営利組織になると?もともと稼ぐことが目的ではないので、どちらかと言うと資金繰り(お金が足り てるか?)のほうが心配です。「会計の情報利用者が事情に精通した上で判断や意思決定を行うことを 可能にする」には?どういう情報を「識別」して→「測定」して→「伝達」したらいいのか??そう考えた とき、株式会社会計なのか?それとも非営利組織会計なのか?によって、その方法が違ってくることも 知っておかなくてはなりません。

5. 会計公準について

これから「会計」をベンキョーしていく上で、忘れてはならないのが「会計公準」のハナシです。公準とは、「基礎的前提」のことです。カンタンに言うと「これがなければ会計のハナシは成り立たない」という意味です。

- ①企業実体の公準・・・「所有と経営の分離」のもと、経営者のことではなくて「企業」を会計の単位として考えること
- ②継続企業の公準・・・企業はずっと続いていくと仮定して、1年とか半年に 区切って「会計期間」とすること
- ③貨幣的測定の公準・・・お金で表されるものだけを扱うこと。すべての経済活動を金額で測定すること

「企業実体の公準」では、企業会計が「企業」を対象にしている・・・・という、当たり前のハナシをしています。もしそうでなければ?社長さん個人の生活費とか、従業員が給料を何に使っているか?とかも企業会計の範囲に入るのか??ってことになります。フツーは1つの独立した企業そのものを「会計単位」とします。複数の企業グループをまとめて会計単位とする「連結会計」もあります。

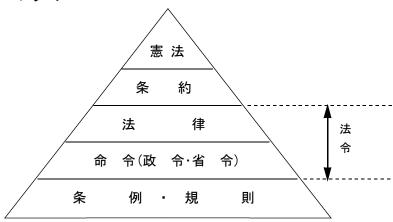
「継続企業の公準」では、実際には?廃業したり倒産したりもしますが・・・そのハナシは抜きにして、「企業は永遠に続いていく」と仮定することになっています。この前提は特に「ゴーイング・コンサーン(going concern)」と呼ばれています。この前提があるからこそ、会計の世界で「期間比較」という発想が生まれます。去年と今年を比べたらどうか?とか、来年の目標はどうしよう?とかのことです。また、会計期間を区切れば?自社の「前年比」だけでなく、他社比較も可能になります。

「貨幣的測定の公準」とは、企業会計では「貨幣(≒金額)」に直せるものしか扱わないという意味です。 例えば?「うちの社員はヤル気満々\(^o^)/」と言われても・・・それを会計の世界ではどうすることも 出来ません。もちろん日本の会計では「円」で表示しないといけません。外国との取引があったり、支 店や子会社が外国にあるような場合は円以外のハナシも出てきますが、それらもすべて円換算して記 録することになります。

〔2〕会計と法律

月 日()

1. 法律のピラミッド



このピラミッドは法律の優先順位です。上にあるほうがエラいので、どの条約・法令等も憲法に反するものは無効とされます。上から2段目の「条約」とは、大ざっぱに言うと「国家間の合意」です。憲法に反する条約は無効ですが、他の法令よりも優先されます。税金の世界を例に挙げると、国家間で税金が二重に課せられたり脱税になったりしないように、多くの国と「租税条約」を締結しています。

上から3段目と4段目、「法律」と「命令」を合わせて「法令」と呼ぶこともあります。「法律」は国家が定めるもので、「命令」は内閣が定めます。その中でも「政令」は、一つ上の「法律」で決まったことについて、より具体的な内容を定めたもの。「省令」は各大臣がさらに細かい内容を定めるためのものです。

一番下の「条例」や「規則」は、国レベルではなく都道府県市町村レベルのハナシです。「条例」は議会で決めたルールのことで、「規則」はその権限の範囲内で長(知事や市長など)が制定するものです。身近なものでは「ポイ捨て防止条例」が挙げられます。細かいネーミングは違っても?ポイ捨てや路上喫煙禁止に関する条例は、多くの自治体で施行されています。

2. 会計法規のいろいろ

会計の世界に関わりの深い3つの法律は、こんなカンジのピラミッド構造になっています。

	会 社 法	金融商品取引法	税法(法人税法)
法 律	会 社 法	金融商品取引法	法 人 税 法
数 令	会社法施行令	金融商品取引法施行令	法人税法施行令
省令	会社法施行規則 会 社 計 算 規 則	財務諸表等規則 同ガイドライン 等	法人税等施行規則

会計の世界では、①会社法 ②金融商品取引法 ③税法・・・の3つを意識してベンキョーすることになります。これら3つはすべて「法律」です。

なお、「省令」とされているものには「××規則」という名前が多いですが、これらはあくまでも法令なのでピラミッド最下段の「規則」とは区別しなければなりません。例えば?「会社法施行規則」や「会社計算規則」は法務省令であり、法務大臣が制定した「命令」です。「財務諸表等規則」は旧大蔵省令(現在は内閣府令)で、「法人税等施行規則」は財務省令です。

法律のピラミッドは、下にいくほど細かくて具体的なハナシ」になります。例えば?「会社法」だったら・・・・「株式会社は正確な会計帳簿を作成しなければならない」というハナシは「法律」である会社法に出てきますが、もっと具体的な「貸借対照表は資産・負債・純資産に区分して表示しなければならない」というハナシになると?「省令」のレベルである会社計算規則を見なければいけません。「何でわざわざピラミッドが必要なのか(-_-)?」と思うかもですが、例えば「法律」の場合は、国会の議決(衆議院及び参議院の両方院で可決)によって成立します。これが「省令」だったら各大臣が制定するだけなので、スピードが全然違います。なので、時間をかけて「法律」で定めること、細かいハナシは「政令」、もっと細かい手続き等に関することは「省令」で・・・となっています。

税法の場合は特に、「省令」の下に「通達」というものが存在します。実務上でいろいろと解釈に迷いそうなところは、「具体的にどう処理すればいいか?」というのが通達によって通知されます。例えば?「法人税法基本通達」などは、国税庁のホームページで見ることが出来ます。税金に関する実務は、この「通達」に従って処理をしていることになります。

3. 会計の「憎習法」とは?

これは「会社法」から抜粋したものです。第431条に「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」という言い回しが出てきます。

会社法 (抜粋)

第5章 計算等

第1節 会計の原則

第431条 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

第2節 会計帳簿等

第1款 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

- 第432条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。
 - 2 株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する 重要な資料を保存しなければならない。

同じく、法人税法でも第22条4項で「一般に公正妥当と認められる会計処理」という表現があります。

法人税法(抜粋)

第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則

(各事業年度の所得の金額の計算)

第二十二条 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

- 2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。
- 3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき 金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。
 - 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却 費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額
 - 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
- 4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥 当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。
- 5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を 生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配(資産の流動化に関する法律第百十 五条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配を含む。)をいう

金融商品取引法でも、第193条に「一般に公正妥当であると認められるところに従って」という表現があります。

金融商品取引法(抜粋)

第7章 雑則

(財務諸表の用語、様式及び作成方法)

第193条 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に 関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従つて ないかくふれい 内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

これらの法律が言うところの「一般に公正妥当な(会計ルール)」とは何のことなのか(-_-)?それは、 法律のピラミッドには出てこない「慣習法」のことを指しています。「慣習法」とは、強制されなくても 従わなければならない社会的なルールのことです。 最も有名な慣習法は「企業会計原則」です。これには次のような言い回しが出てきます(^o^)

この「企業会計原則」が設定されたのは1949年(昭和24年)ですが、現在でも会計を学ぶ上ではこれが最も基本となるものです。これ以外にも「原価計算基準」や「外貨建取引等会計処理基準」など、慣習法の会計ルールはたくさんあります。さらに2001年(平成13年)には、会計のグローバル化に対応するため新しく企業会計基準委員会という民間団体が設置されています。ここから「企業会計基準」という新しい会計ルールが次々と公表されてきて、これまでの慣習法が使えなくなった部分も増えてきています。ただ、一度にすべてのルールが変更になるわけではないので、今までの慣習法をベースにして、新しく公表された部分は少しずつ新しい方に読み替えていく作業が必要になってきます。

4. 国際会計基準(ÎFRS)とは?

「会計のグローバル化」とは?大ざっぱに言うと「世界標準の会計ルールを確立しよう\(^o^)/」という各国の動きのことです。実はもう、世界標準の会計ルールは存在しています。正式名称は「国際財務報告基準(=International Financial Reporting Standards)」といい、フツーは「国際会計基準」とか「IFRS*」と呼ばれています。 *(注)「IFRS*」とする文献もあります

日本の会計ルールは、まだ「国際会計基準」と同じではありません。一部の上場企業では既にIFRSを適用していますが、あくまで任意適用です。多くの国では既に、すべての上場企業にIFRSを意識制適用していますが、その中に日本とアメリカは入っていません。それでも自国ルールとIFRSとの違いをなくす方向へ動いていることは確かで、ものすごく近い将来に?両国とも強制適用になるのでは?・・・・と思います。

IFRSは「原則主義(Principle Base)」と言われており、ルールを決めるときにあまり細かい点までは決めないことになっています。日本やアメリカの会計ルールは「細則主義(Rule Base)」と呼ばれて、実務上の細かい手続きまでにも具体的な決まりがあります。どちらがいいのか?は意見が分かれるところですが、細かいところにまで数値基準があったりすると?かえって「基準さえクリアすれば」という考え方が出てきて→本来の決まりが意味を持たなくなる恐れがあります。

IFRSを導入する方法として、①自国のルールに修正を重ねてIFRSに近づけていく方法と、② 自国ルールを捨ててIFRSをそのまま採用する方法・・・の2つがあります。前者は「コンバージェンス(=収れん)」、後者は「アドプション(=採用)」と呼ばれています。日本は「収れん」しながらIFRSに歩み寄って→次々と新しい「企業会計基準」を公表している最中ですが、IFRSは「例外」を認めない方針なので、日本の会計ルールをIFRSに完全一致させるのは難しいとも言われています(^_^;)

米国会計基準(USGAAP)とは?

細かいハナシをすれば?IFRSには「ピュアなIFRS」と、「エンドースメントされたIFRS」というのがあります。エンドースメントとは「承認」の意味で、輸入品に例えるなら「検疫済」というカンジです。IFRSの個別基準、はそれぞれの採用国が「自国で適用することに問題がないか?」を1つずつ確認して、(必要があれば修正削除してから)「承認する」というカタチを採っています。

検索

USGAAP

そのIFRSも、元はと言えば?米国会計基準をベースにして作られ **と**てきています。まだIFRSが存在しなかった時代はアメリカの会計基準がその役割を果たしていたのです(*^_^*)

現在の日本には、「会計基準が4つある」と言われています。1つは「日本基準」、もう1つは「米国基準」、それと「ピュアな I F R S」と「エンドースメントされた I F R S」です。今でも、上場会社のうち27社(2014年9月現在)は米国基準を採用して有価証券報告書を作成しています。将来的には I F R S に統一されていくとしても?現時点では実務上も、I F R S のこれからを考える上でも、「米国基準」の存在は無視することが出来ません。

いつか将来、IFRSや米国会計基準をベンキョーすることがあれば?それぞれの違いについてはもちろん「共通していること」にも注目すれば?会計の本質みたいなものがわかってくるのかもしれません。まずはこのテキストでウォーミングアップをして→これから先の、難しいベンキョーに備えてください(*^_^*)

〈序章〉おすすめ文献(^o^)

『会計学原理』 友岡 賛 著/税務経理協会(2012/11)

本

「会計とは何か?」をテーマにした本です。今までいろんな人たちがどのような 定義をしてきたかがわかるように、本文中にも多くの文献が紹介されています。 初めて会計を学ぶ人には難しいかもですが、「考えるってこういうことか♪」とい うのがわかるようになるかもしれません(*[^]-*)

本

『IFRS会計学

基本テキスト第4版』 橋本 尚・山田善隆 著/中央経済社(2015/3)

IFRSの「学び方」から、各論点の「練習問題」まで、ボリュームたっぷりの内容 です。目次や索引も充実していて、調べたいことがすぐ引けて辞書のように便利 です。IFRSと日本基準の違いが「表」になっていてわかりやすいです。

本

『米国会計基準ガイドブック』 長谷川茂男 著/中央経済社(2011/7)

少し古い本ですが、米国会計基準のことについて断トツにわかりやすい本です。 こちらは「米国基準」と「IFRS」の違いについて易しく書かれています。

PDF

『国際会計基準(IFRS)への

対応のあり方に関する当面の方針』 企業会計審議会 (2014/6)

金融庁のホームページで公表されています http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2.html

〈序章〉おすすめホームページ(*^^*)

金融庁ホームページ http://www.fsa.go.jp/index.html

上記で紹介した公表物の他、「会社法」や「金融商品取引法」の英語版や日英併記版を見ることが出来ます。

国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/ntc/index.htm

税法を調べるのはもちろん、各種パンフレットや税務大学校の論文集なども見ることが出来ます

[3]企業会計原則について

月 日(

1. 設定当時の時代背景

「企業会計原則」は、1949年(昭和24年)に設定されて、その当時の文章はこんなカンジでした(^o^)

企業会計原則の設定について (昭和24年7月9日 経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告) 目的

一 我が国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、かつ、提だしく 本統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情 にある。我が国企業の健全な進歩発展のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害 は速やかに改められなければならない。

文、我が国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、 証券投資の保証とで、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも、企業会計制度の 改善統一は緊急を要する問題である。

你つて、企業会計の基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して、我が 国国民経済の民主的で健全な発達のため科学的基礎を与えようとするものである。

会計原則

- 二 1 企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、 一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によつ て強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当つて従わなければな らない基準である。
 - 2 企業会計原則は、公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基づき財務諸表 の監査をなす場合において従わなければならない基準となる。
 - 3 企業会計所則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある 諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。

(以下省略)

第二次世界大戦が終わったのが1945年です。戦後の民主化政策として「農地解放」や「財閥解体」などいろいろありましたが、この「企業会計原則の設定」も民主化政策のうちの一つです。

「企業会計原則・同注解」は、旧大蔵省(現在の財務省)所轄の「企業会計審議会」というところで作られていました。企業会計審議会はその後、「原価計算基準」や「連結財務諸表原則」や「外貨建取引等会計処理基準」など、様々な会計ルールも作っています。これらはすべて、一般に公正妥当と認められる「慣習法」です。

本文の最初の部分を見てみると・・・

我が国の企業会計制度は、飲米のそれに比較して改善の余地が多く、かつ、選だしく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にある。 我が国企業の健全な進歩発展のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は速やかに改められなければならない。

> カンタンにすると? --

当時の日本には、ちゃんとした会計のルールブックが存在していなかったので、例えば会社がちゃんと「安定してるのか?」とか「儲かっているのか?」を正確に知ることが出来ませんでした。これからの日本が経済的に発展していき、豊かな国になるためには、急いで会計のルールブックを作る必要があるのです(^o^)/

さらに、続きを見てみると?

*た。なが国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、 証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも、企業会計制度の 改善統一は緊急を要する問題である。

まとめると?

[終戦当時の課題]

- ・外 資 の 導 入…外国からも日本の会社にお金を投資してもらえるようにすること
- ・企業の合理化・・・生産性を高めるためにムダをなくすこと
- ・課 税 の 公 正 化・・・税金の負担を平等にすること
- ・証券投資の民主化…広く一般の人に会社の株を買ってもらえるようにすること
- ・産業金融の適正化・・・事業をするための資金を安心して借りられるようにすること

また、後半部分は「企業会計原則」が

- ①一般に公正妥当と認められた会計ルールであること
- ②会計監査を行う場合の基準になること
- ③会計に関する法律などが変わっても「原則」は尊重されるべき
- ……という3点について述べられています。

2. 企業会計原則:同注解

企業会計原則は、本文が①一般原則、②損益計算書原則、③貸借対照表原則・・・の3つと、「注意書き」 に相当する「注解」で構成されています。

企業会計原則(昭和24年7月9日 最終改正昭和57年4月20日)

第一 一般原則

〔真実性の原則〕

ー 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、 真実な報告を提供するものでなければならない。

〔正規の簿記の原則〕

二 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。 (注1)

[資本取引・損益取引区分の原則]

三 資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に 資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。(注

〔朝瞭性の原則〕

四 企業会計は、財務をおようによって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注1)(注1 -2)(注1-3)(注1-4)

〔継続性の原則〕

五 企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。(<u>注1-2</u>) (注3)

[保守主義(または安全性)の原則]

六 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。(注4)

〔単一性の原則〕

七 株主総会提出のため、信用目的のため、和税目的のため等権々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

第二 損益計算書原則

(損益計算書の本質)

一 損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

〔発生主義の原則〕

A すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当でられるように処理しなければならない。ただし、未実

現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の 損益計算が必要を受ける。 がはままして、表払費用及び未収収益は、当期の 損益計算に計上しなければならない。(注5)

〔総額主義の原則〕

B 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

〔費用収益対応の原則〕

C 費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを 損益計算書に対応表示しなければならない。

(損益計算書の区分)

二 損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純 損益計算の区分を設けなければならない。

[営業損益計算]

A 営業損益計算の区分は、当該企業の営業活動から 生ずる費用及び収益を記載して、営業利益を計算す る。

二つ以上の営業を目的とする企業にあっては、その費用及び収益を主要な営業別に区分して記載する。

[経常損益計算]

B 経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息及び割引料、有価証券売却損益その他営業以外の原因から生ずる損益であって特別損益に属しないものを記載し、経常利益を計算する。

[純損益計算]

C 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、前期損益修正額、固定資産売却損益等の特別損益を記載し、当期純利益を計算する。

[未処分損益計算]

D 純損益計算の結果を受けて、前期繰越利益等を 記載し、当期未処分利益を計算する。

(営業利益)

〔営業損益計算の内容〕

三 営業損益計算は、一会計期間に属する売上高と売上 原価とを記載して売上総利益を計算し、これから販売 費及び一般管理費を控除して、営業利益を表示する。

「役務業の兼業)

A 企業が商品等の販売と役務の給付とをともに主たる営業とする場合には、商品等の売上高と役務による営業収益とは、これを区別して記載する。

〔売上高の計上基準〕

B 売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる(注6)(注7)

〔売上原価の表示方法〕

C 売上原価は、売上高に対応する商品等の仕入原価 又は製造原価であって、商業の場合には、期首商品た な卸高に当期商品仕入高を加え、これから期末商品 たな卸高を控除する形式で表示し、製造工業の場合 には、期首製品たな卸高に当期製品製造原価を加え、 これから期末製品たな卸高を控除する形式で表示す る。(注8)(注9)(注10)

〔売上総利益の表示〕

D 売上総利益は、売上高から売上原価を控除して表示する。

役務の給付を営業とする場合には、営業収益から で表現の費用を控除して総利益を表示する。

[内部利益の除去]

E 同一企業の各経営部門の間における商品等の移転 によって発生した内部利益は、売上高及び売上原価 を算定するに当って除去しなければならない。(注11)

[販売費・一般管理費の計上と営業利益の計算]

F 営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除して表示する。販売費及び一般管理費は、適当な科目に分類して営業損益計算の区分に記載し、これを売上原価及び期末たな卸高に算入してはならない。ただし、長期の請負工事については、販売費及び一般管理費を適当な比率で請負工事を配分し、売上原価及び期末たな卸高に算入することができる。

(営業外損益)

[営業外収益と営業外費用]

四 営業外損益は、受取利息及び割引料、有価証券売却益 等の営業外収益と支払利息及び割引料、有価証券売却 損、有価証券評価損等の営業外費用とに区分して表示 する。

(経常利益)

〔経常利益の計算〕

五 経常利益は、営業利益に営業外収益を加え、これから 営業外費用を控除して表示する。

(特別損益)

〔特別利益と特別損失〕

六 特別損益は、前期損益修正益、固定資産売却益等の特別利益と前期損益修正損、固定資産売却損、災害による

損失等の特別損失とに区分して表示する。(注12)

(税引前当期純利益)

七 税引前当期純利益は、経常利益に特別利益を加え、 これから特別損失を控除して表示する。

(当期純利益)

〔税引後当期純利益の計算〕

八 当期 純利益は、税引前当期 純利益から当期の負担に 属する法人税額、住民税額等を控除して表示する。(<u>注1</u>

(当期未処分利益)

〔当期未処分利益の計算〕

九 当期未処分利益は、当期純利益に前期繰越利益、一 定の目的のために設定した積立金のその目的に従った 取崩額、中間配当額、中間配当に伴う利益準備金の積立 額等を加減して表示する。

第三 貸借対照表原則

(貸借対照表の本質)

〔貸借対照表の記載内容〕

一 貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。ただし、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことができる。(注1)

[資産・負債・資本の記載の基準]

A 資産、負債及び資本は、適当な区分、配列、分類及び 評価の基準に従って記載しなければならない。

[総額主義の原則]

B 資産、負債及び資本は総額によって記載すること を原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを 相殺することによって、その全部又は一部を貸借対 照表から除去してはならない。

〔注記事項〕

C 受取手形の割引高又は裏書譲渡高、保証債務等の 偶発債務、債務の担保に供している資産、発行済株式 一株当たり当期純利益及び同一株当たり純資産額等 企業の財務内容を判断するために重要な事項は、貸 借対照表に注記しなければならない。

[繰延資産の計上]

D 将来の期間に影響する特定の費用は、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。(注15)

[資産と負債・資本の平均]

E 貸借対照表の資産の合計金額は、負債と資本の合計金額に一致しなければならない。

(貸借対照表の区分)

[貸借対照表の区分]

二 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三 区分に分ち、さらに資産の部を流動資産、固定資産及び 繰延資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分 しなければならない。

(貸借対照表の配列)

〔項目の配列の方法〕

(貸借対照表科目の分類)

[科目の分類原則]

四 資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って 明瞭に分類しなければならない。

(一)資產

[資産の分類及び科目名称]

資産は、流動資産に属する資産、固定資産に属する 資産及び繰延資産に属する資産に区別しなければなら ない。仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載す るには、その性質を示す適当な科目で表示しなければ ならない。(注16)

〔流動資産の内容と表示〕

A 現金預金、市場性のある有価証券で一時的所有の もの、取引先との通常の商取引によって生じた受取 手形、売掛金等の債権、商品、製品、半製品、原材料、 仕掛きのたな卸資産及び期限が一年以内に到来す る債権は、流動資産に属するものとする。

前払費用で一年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとする。

受取手形、売掛金その他流動資産に属する債権は、 取引先との通常の商取引上の債権とその他の債権と に区別して表示しなければならない。

〔固定資産の分類及び内容〕

B 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資 その他の資産に区分しなければならない。

建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器 具備品、土地、建設仮勘定等は、有形固定資産に属す るものとする

営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産 に属するものとする。

子会社株式その他流動資産に属しない有価証券、 出資金、長期貸付金並びに有形固定資産、無形固定資 産及び繰延資産に属するもの以外の長期資産は、投 資その他の資産に属するものとする。

「減価償却累計額の表示」

有形固定資産に対する減価償却累計額は、原則として、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載する。(注17)

[無形固定資産の表示]

無形固定資産については、減価償却額を控除した未償却残高を記載する。

〔繰延資産の内容と表示〕

C 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行 差金、開発費、試験研究費及び建設利息は、繰延資産 に属するものとする。これらの資産については、償 却額を控除した未償却残高を記載する。(注15)

〔貸倒引当金の表示〕

D 受取手形、売掛金その他の債権に対する貸倒引当金は、原則として、その債権が属する科目ごとに債権金額又は取得金額から控除する形式で記載する。(注17)(注18)

[役員・親会社・子会社に対する債権]

債権のうち、役員等企業の内部のものに対するものと親会社又は子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別して表示し、又は注記の方法によりその内容を明瞭に示さなければならない。

(二)負 債

〔負債の分類及び科目名称〕

負債は、流動負債に属する負債と固定負債に属する負債とに区別しなければならない。 仮受金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。 (注16)

〔流動負債の内容〕

A 取引先との通常の商取引によって生じた支払手 形、買掛金等の債務及び期限が一年以内に到来する 債務は、流動負債に属するものとする。

支払手形、買掛金その他流動負債に属する債務は、取引先との通常の商取引上の債務とその他の債務とに区別して表示しなければならない。

引きるできた。 引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金、 修繕引当金のように、通常一年以内に使用される見 込みのものは流動負債に属するものとする。(注18)

[固定負債の内容]

B 社債、長期借入金等の長期債務は、固定負債に属するものとする。

引道金のうち、退職給与引当金、特別修繕引道金のように、通常一年をこえて使用される見込みのものは、固定負債に属するものとする。(注18)

C 債務のうち、役員等企業の内部の者に対するもの と親会社又は予会社に対するものは、特別の科目を 設けて区別して表示し、又は注記の方法によりその 内容を明瞭に示さなければならない。

(三)資 本

[資本金と資本剰余金の区別]

資本は、資本金に属するものと剰余金に属するものとに区別しなければならない。(注19)

[資本金の記載]

A 資本金の区分には、法定資本の額を記載する。発 行済株式の数は、普通株、優先株等の種類別に注記す るものとする。

[剰余金の分類とその内容]

B 剰余金は、資本準備金、利益準備金及びその他の 剰余金に区分して記載しなければならない。

株式払込剰余金、減資差益及び合併差益は、資本準 備金として表示する。

その他の剰余金の区分には、任意積立金及び当期 未処分利益を記載する。

[新株式払込金等の表示]

C 新株式払込金又は申込期日経過後における新株式 申込証拠金は、資本金の区分の次に特別の区分を設 けて表示しなければならない。

[資本準備金等に準ずるものの表示]

D 法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金 に準ずるものは、資本準備金又は利益準備金の次に 特別の区分を設けて表示しなければならない。

(資産の貸借対照表価額)

「資産の評価原則〕

五 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当 該資産の取得原価を基礎として計上しなければならな

〔費用配分の原則〕

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。(注20)

〔たな卸資産の評価〕

A 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな節資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。た

だし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。(<u>注9</u>)(注10)(注21)

[低価基準の適用]

たな卸資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して 算定することができる。(注10)

〔有価証券の評価〕

B 有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が著しく下落した時は、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって見ば付無表価額としなければならない。取引所の相切のない有価証券のうち株式については、当該会社の財政状態を反映する株式の実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をしなければならない。(注22)

〔低価基準の適用〕

取引所の補場のある有価証券で子会社の株式以外のものの貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。

〔債権の評価〕

C 受取手形、売掛金その他の債権の貸借対照表価額は、債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額とする。(注23)

〔有形固定資産の評価〕

D 有形固定資産については、その取得原価から 減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表 価額とする。有形固定資産の取得原価には、原則と して当該資産の引取費用等の付随費用を含める。 現物出資として受入れた固定資産については、出資 者に対して交付された株式の発行価額をもって取得 原価とする。(注24)

グラス (貫力済の有所固定資産は、除去されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。

[無形固定資産の評価]

E 無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。(注25)

〔無償取得資産の評価〕

F 贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。(注24)